

2016年10月11日

東京都知事 小池 百合子 様

## 公文書管理条例の制定を求める意見

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

豊洲市場問題に関して、中央卸売市場が持ち土計画の変更した時期の内部資料をほとんど残していないことが報じられています。書類の保管期間に決まりがなく各部署の判断にゆだねられていたことなどが原因と報じされていますが、少なくとも、豊洲市場の建設移転は事業として終了していないにもかかわらず、すでに内部資料が失われている事態は、都政における大きな課題の存在を顕著に示しています。それは、「公文書」のライフサイクルが明確に定められていないというものです。

東京都には文書管理規則がありますが、少なくとも以下のような問題があります。

- ・ 文書の事案処理（決裁・供覧、收受などとそれに関連する諸規定）に関する規定が中心であること
- ・ 情報公開条例上の「公文書」の管理をする仕組みになっておらず、「文書」の取り扱いを定めているにとどまっていること
- ・ 「公文書」としての体系的な管理、文書の作成義務など、文書の作成・取得、保存管理、廃棄・移管等の一連の文書のライフサイクルを明確に定めていないこと
- ・ 文書の保存期間の基準策定が不十分であること
- ・ 結果的に都政に関する説明責任を徹底し、都民の知る権利を保障する文書管理体制になっていないこと

このような状況は、たとえ東京都に情報公開条例があったとしても、公開・非公開の判断以前に、請求の対象となりうる「公文書」の質や量が十分ではなく、情報公開請求をしたくとも請求対象となる文書が存在しないという大きな制約があることとなります。情報公開条例は目的規定で、「東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参

加を進めるのに資することを目的とする」と定めていますが、その目的を達成するためには、何よりも公文書管理がしっかりしており、さらにその前提として文書の作成が徹底されている必要があります。しかし、豊洲市場問題では、すでに多くの意思決定過程の経過を示す文書類がすでに失われているとされ、また、過去にどのような記録・文書が作成されていたか、それが十分な文書の作成であったのかもはやわからないという状況です。

このような状態は、早急に改善される必要があります。豊洲市場問題という個別問題への対応が何より求められますが、それとともに、個別の問題にとどめず、都政全体を見て持続的、継続的な制度改革、改善につなげていくべきであると考えます。

国の公文書管理法は、従来の文書の事案処理を中心とする文書規程とは切り離し、情報公開法の規定する「行政文書」のライフサイクルを定めています。具体的には、文書の作成義務、行政文書の管理方法、保存期間、保存期間満了後の措置(廃棄ないし移管)、廃棄にあたっての手續(内閣総理大臣の同意)、検査・監査、歴史文書の保存・管理、歴史文書の利用請求権の創設などです。公文書管理法の運用に関しては課題も多く、法律としても改善の余地が大いにあるものですが、少なくとも、公文書管理に関する法律を制定していることは、政府がより説明責任をまっとうしていくために不可欠なものです。そして、何より重要なのは、公文書管理法は「公文書」を「国民共有の知的資源」と位置付けていることです。法律という形態をとることで、持続性、継続性のある公文書管理体系をつくることには大いに意味があると考えます。

都政の透明性を高め、説明責任をまっとうし、組織運営を健全なものにするために不可欠なものとして、公文書管理条例の制定を早急に検討し、制定することを求めます。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944  
E-Mail [icj@clearing-house.org](mailto:icj@clearing-house.org)